

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム における議事の取扱い(案)

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム事務局

令和4年9月30日

作業チームにおける議事の取扱いについて

- 作業チームは、第1回会合から第6回会合までにおいて、ブロードバンド等代替に係るコストの定量分析等を実施するため、放送事業者及び通信事業者から経営上の情報の提供を受ける必要があったことから、開催要綱(改訂前)の規定に基づき、会議は原則非公開とし、会合後に議事要旨を公表することとしていた。
- 第7回会合以降については、当面の間、IPユニキャスト方式に係る実証事業及びその結果を踏まえた諸課題等の検討を議題とする予定であり、非公開とすべき事項はさほど想定されないことから、会議は原則公開とする(会合後には議事要旨も公表する)。
ただし、会議に非公開とすべき箇所がある場合には、開催要綱(改訂後)の規定に基づき、当該箇所は非公開とする(議事要旨は、当該箇所を除いた形で公表する)。

【参考】「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」開催要綱(改訂後)

5 議事の取扱い

- (1) 作業チームの会議は、**原則として公開とする。**ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある**ため場合その他主査が必要と認める場合については、~~原則として~~非公開とする。**
- (2) 作業チームの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。